



## 介護保険を利用されている方へ 介護保険制度が変わります

主な改正点を2回にわたってお知らせいたします。今回、1回目は次のとおりです。

問 役場保健福祉課 ☎ 26-9003

**平**成 12 年に介護保険制度が始まってから 18 年が経過しました。その間、介護を必要とする方は年々増加し、今後もしばらく、この状況は続くものと予想しています。

こうした状況を背景に、制度の持続性を高め、明るく活力のある超高齢化社会を築くために、介護保険制度が改正されました。



### サービス関係の改正

#### 福祉用具貸与の見直し（平成 30 年 10 月施行）

- ①国が商品ごとに、当該商品の貸与価格の全国的な状況を把握し、全国平均貸与価格を公表します。
- ②レンタル業者は、福祉用具を貸与する際、当該福祉用具の全国平均貸与価格と、そのレンタル業者の貸与価格の両方を利用者に説明します。また、機能や価格帯の異なる複数の商品を提示することとなりました。（複数商品の提示は平成 30 年 4 月施行）
- ③適切な貸与価格を確保するために、貸与価格に上限が設定されます。



### 利用者負担に係る改正

#### 一定所得以上の利用者負担を見直し（平成 30 年 8 月施行）

介護サービス負担割合は一律 1 割となっていましたが、平成 27 年 8 月より一定所得以上の方については 2 割に引き上げられ、また 2 割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合が 3 割となりました。

【3 割負担該当者】本人の合計所得金額 220 万円以上の方

【一定所得以上とは】本人の合計所得金額が 160 万円以上でかつ、「年金収入金額 + その他の合計所得」の金額が、単身で 280 万円以上、2 人以上世帯で 346 万円以上の方

※公的年金のみで合計所得金額が 220 万円以上の方⇒収入換算 344 万円（月約 28 万円以上）

※公的年金のみで合計所得金額が 160 万円以上の方⇒収入換算 280 万円（月約 23 万円以上）

### 介護報酬単価の改正

介護報酬単価が平均して 0.54% 引上げとなりました。  
内訳は右のとおりです。

- 自立支援・重度化防止に資する質の高いサービスの評価等 1%程度の増
- 「経済・財政再生計画 改革工程表」に沿った通所介護等の給付の適正化 0.5%程度の減

### 介護保険料の改正

#### 第 1 号被保険者保険料の引上げ及び軽減措置について

○保険料の改正

|                     | 現行       | 改正後      | 差額                  |
|---------------------|----------|----------|---------------------|
| 基準月額保険料<br>（第 5 段階） | 4,568 円  | 5,495 円  | 927 円<br>（20.3%引上げ） |
| 年間保険料               | 54,800 円 | 65,900 円 | 11,100 円            |

○軽減措置

保険料段階第 1 段階の方については、平成 27 年度から平成 29 年度に引き続いて平成 30 年以降も軽減措置がおこなわれます。

新しい保険料については、次のページの表をご覧ください。

## 【新たな介護保険料表】

| 段階 | 対象者  | 年間保険料                            |                                  |
|----|--|----------------------------------|----------------------------------|
|    |  | 現行                               | 改正後                              |
| 1  | ・生活保護の方<br>・世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金受給の方<br>・世帯全員が住民税非課税で本人年金収入等 80 万円以下の方 | 32,800 円<br>(本来の保険料<br>35,600 円) | 39,500 円<br>(本来の保険料<br>42,800 円) |
| 2  | 世帯全員が住民税非課税かつ本人年金収入等 80 万円超 120 万円以下の方                               | 38,300 円                         | 46,100 円                         |
| 3  | 世帯全員が住民税非課税かつ本人年金収入等 120 万円超の方                                       | 41,100 円                         | 49,400 円                         |
| 4  | 本人が住民税非課税（世帯内に住民税課税者がいる）かつ本人年金収入等 80 万円以下の方                          | 49,300 円                         | 59,300 円                         |
| 5  | 本人が住民税非課税（世帯内に住民税課税者がいる）かつ本人年金収入等 80 万円超の方                           | 54,800 円                         | 65,900 円                         |
| 6  | 本人が住民税課税かつ合計所得金額が 120 万円未満の方   | 65,700 円                         | 79,000 円                         |
| 7  | 本人が住民税課税かつ合計所得金額が 120 万円以上 200 万円未満の方 <sup>※1</sup>                  | 71,200 円                         | 85,600 円                         |
| 8  | 本人が住民税課税かつ合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満の方 <sup>※2</sup>                  | 82,200 円                         | 98,800 円                         |
| 9  | 本人が住民税課税かつ合計所得金額が 300 万円以上の方 <sup>※3</sup>                           | 93,100 円                         | 112,000 円                        |

- 対象者の所得金額が変更しております。【第6期（平成29年度まで）→第7期（平成30年度から）】
- ※1 第7段階 120万円以上 190万円以下の方 → 120万円以上 **200**万円以下の方
  - ※2 第8段階 190万円以上 290万円未満の方 → **200**万円以上 **300**万円未満の方
  - ※3 第9段階 290万円以上の方 → **300**万円以上の方

## 介護や高齢者に関して困っていることはありませんか？

- ・介護保険サービスの利用について
- ・家族を自宅で介護したいが、具体的な介護方法がわからない
- ・困っていそうな高齢者が近所にいて心配
- ・介護保険サービスへの苦情 など

高齢者に関するどのような内容の相談でも受け付けています。  
ご本人やご家族だけでなく、地域の皆さんもお気軽にご相談ください。



- 【連絡・ご相談先】
- ✳介護保険制度全般について → 保健福祉課介護保険係（☎ 26-9003）
  - ✳高齢者の困りごとについて → 地域包括支援センター（☎ 22-7733）
  - ✳保険料の口座振替について → 税務課管理係（☎ 26-9005）

### ●介護相談員が介護施設や利用者宅を訪問します

介護サービス利用者が安心して良質なサービスを受けることができるように、介護相談員が介護保険施設などを訪問して、利用者やその家族から疑問や要望などを伺います。

利用者と事業者との橋渡しをしながら、問題の改善や介護サービスの質的向上のために訪問していますので、ご理解とご協力をお願いします。

お気軽に  
ご相談を

【お問い合わせ先】  
地域包括支援センター  
☎ 22-7733